

# 占領下の日本における家庭科教育の成立と展開 (XX)

—「昭和二十二年度学習指導要領家庭科編(試案)」の教科理念の形成—

柴 静 子

(2006年10月5日受理)

The Establishment and Development of Homemaking Education in Japan under the Occupation (XX)

— The Formation of the Subject Ideology in the Home Economics Course of Study in 1947—

Shizuko SHIBA

This report clears the process of the formation of the subject ideology in home economics course of study compiled by the Ministry of Education in 1947. By the analysis of the GHQ/SCAP, CIE Records and Japanese documents, the results were as follows:

1. I. Shigematsu, the Committee on Home Economics Course of Study in the Ministry of Education, Matsuyo Omori who was a capable interpretation and E. Donovan in CIE, compiled the home economics course of Study in 1947.

The ideology that home economics education was for both boys and girls to new family construction was excellent.

2. The English draft of home economics course of study compiled by Ministry of Education was revised and completed by E. Donovan and M. Omori. Donovan modified it from foreward to Chapter 5 and Omori from Chapter 6 to 10.

3. New home economics course was required under the new constitution, the idea that Japanese home is changed from feudalistic to democratic one, and the position of woman. Importance of home life is more emphasized than before. Omori understood that new home economics improve Japanese home life. In the content of the course on 5th and 6th, special emphasis was placed on understanding of home life and family relationships, and on co-education.

Key words: home economics education, Ministry of Education, Matsuyo Omori, course of study

キーワード：家庭科教育，文部省，大森松代，学習指導要領

## はじめに

占領下日本における家庭科教育の成立と展開の過程を明らかにする際に、基盤的課題として設定すべきものは、この教科の学習指導要領がどのような理念のもとでいかなる経緯を辿って編纂されたのかという事実の確定と、これが教育現場で受容されたのか否かということについての実証的な考察である。

家庭科の最初の学習指導要領は、1947(昭和22)年5月15日に『昭和二十二年度学習指導要領家庭科編(試案)』として発行され、これをもって、この教科が行政的に成立したと見ることができる。この成立過程

については、朴木佳緒留、福原美江両氏の研究があり、アメリカ側文書を駆使して、文部省とCIE(民間情報教育局)との交渉の経過を捉え、家事科と裁縫科の統合、中学校家庭科の職業科への組み込み、小学校家庭科と図画工作科の統合という重要な問題の発生とその決着の過程が明らかにされている。

本稿では、GHQ/SCAP, CIE Recordsの中に新たに見出された資料等を使用して、昭和二十二年度学習指導要領家庭科編に関する先行研究の訂正と補強を行いながら、その成立の背景と教科理念を明確にすることを目的とした。研究の視点としては、①学習指導要領編纂に参画し、戦時下の家事・裁縫教育の理念を転回

させた大森松代の家族観・家庭科教育観を明らかにし、これまでの成立史研究の不足部分を補完する、② CIE に提出された家庭科学学習指導要領文部省案であるとして、福原氏が成立過程研究に使用している英訳草稿に関する誤認を訂正し、新出の指導要領文部省案(英文)を分析して、当初、日本側が構想した家庭科の教育理念が CIE によりどのように改変されたかについて知る、という二つを設定した。

## I. 戦時下の家政教育から戦後の家庭科教育への転回

### 1. 昭和二十二年度学習指導要領家庭科編の理念

昭和二十二年度学習指導要領家庭科編の「はじめのことば」の冒頭には、「家庭科すなわち家庭建設の教育は、各人が家庭の有能な一員となり、自分の能力にしたがって、家庭に、社会に貢献できるようにする全教育の一分野である。この教育は家庭内の仕事や、家族関係を中心に置き、各人が家庭建設に責任をとることができるようにするのである<sup>1)</sup>。」と、この教科の教育理念が述べられている。次いで、家庭生活の重要性を認識させるために、家庭科は小学校では5・6学年で男女ともに学ぶ教科としたこと、中学校では職業科の一つとして選択科目になり、女子が主に学ぶであろうが男子も選択できるようにしたことが示され、さらには家庭内の仕事や家族関係の学習を通して、平和で愛情に富んだ、豊かな家庭生活を築くために設置された教科であり、理念や目的、内容がこれまでの裁縫科などとは全く違っていることを理解するように注意が促されている。

しかしながら、このような高い理想を掲げたものの、実際には、中等教育の家庭科履修者が女子であることを想定して制度化されたことや、指導要領に示された教育内容がこの理想と乖離していたことから、「全体的に戦前の裁縫科・家事科の考えや内容を引き継いだ女子用であることも否めない<sup>2)</sup>。」という指摘もある。

だがこの指摘は、裁縫科と家事科のそれぞれの『考え方』と『内容』を混淆して述べているため、誤解を招く表現になっている。教科の『内容』ではなく、『考え方』すなわち教科理念について言えば、大戦下で超国家主義に支配された戦時女子教育態勢の中心となつて、齊家報国を目的として実施された家政教育は、敗戦とともに、社会事情や教育政策の変動そして国民の教育要求を背景として、民主的な家庭建設を目指し、男子に解禁された家庭科教育へと転回した。この転回の様態は、次に述べる戦時下の家事・裁縫科と比較することによって、より鮮明になる。

### 2. 戦時下の家事・裁縫科教育

戦時下の家政に関する教育の特質について、1931(昭和6)年9月に勃発した満州事変から1945(昭和20)年8月のポツダム宣言受諾による大戦終結までの高度国防国家建設推進下の文教政策を把握し、女子教育および家事科・裁縫科教育の戦時体制への組み込みを検証することによって把握したい。

日本が高度国防国家体制の建設に着手したのは満州事変が契機であった。事変から1937(昭和12)年7月に勃発する日中戦争までの約6年を高度国防国家建設の第1期とみることができる。第2期は、日中戦争開戦時から1941(昭和16)年12月の太平洋戦争勃発に至るまでの約4年半である。第3期は、太平洋戦争の勃発から1944(昭和19)年夏の南方諸島における日本軍の撤退や玉砕という、皇国の興廢の岐路に立つに至った約2年半である。これ以降、太平洋戦争終結までの約1年間は高度国防国家体制の崩壊期である<sup>3)</sup>。

満州事変勃発に始まる6年間の高度国防国家建設第1期においては、文教政策の中心は、教学の根本理念をただして国民道義の昂揚に努め、皇国世界観の確立と徹底とを図り、精神建設を全面的に推進することによって国家建設の基盤を培うことにあった。

1935(昭和10)年11月には、「教学刷新評議会」が文部省の諮問機関として設置され、翌年10月には、従来の西洋的教育思想に反省を促し、独自の皇国教学観を展開した教学刷新に関する要項を答申した。この中で、女子教育については、「我が國女子本来ノ特性ノ涵養ニ意ヲ用ヒ、特ニ妻竝ニ母トシテノ本来ヲ重ンジ、家庭教育ニ必要ナル教養ヲ豊ナラシムル共ニ、國民的職分ノ自覺ヲ十分ナラシメ、正シキ女子教育観ノ徹底ヲ圖ルノ必要アリ。」とされた。これを受けて、1937(昭和12)年3月には高等女学校・実科高等女学校の教授要目が改正され、女子については教育勅語の徹底を「修身」を通して図ること並びに「教育」という新要目を設けて、家事教授と連携を保ちつつ家庭教育の重要性と母の教育的使命を自覚させることが強調された。

次いで、日中戦争勃発から約4年半にわたる高度国防国家建設第2期では、1937(昭和12)年8月に出された「国民精神総動員実施要綱」、第二次近衛内閣によって策定された1940(昭和15)年8月の「基本国策要綱」、1941(昭和16)年1月に閣議決定された「人口政策確立要綱」が家政教育政策面から見て重要である。

まず、国民精神総動員実施要綱の出現により、あらゆる場において、挙国一致、尽忠報国の精神を発揮し、堅忍不拔の覚悟で時局に対処することが鼓舞された。それとともに、消費節約の励行、衣食住の改善合理化が実践事項として掲げられたため、「家事科報国」裁

縫科報国」としてこれに協力する動きが出てきた。また「人口政策確立要綱」においては、兵力や東亜諸民族の指導者を確保するための人口増加方策として「高等女學校及女子青年學校等ニ於テハ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ保育及保健ノ知識・技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコト」が挙げられた。1943(昭和18)年3月告示の高等女學校教科教授及修練指導要目において「育児」と「保健」が強化されたのは、この要綱を受けてのことであった。

第2期の教育政策において、上記の3つの要綱の制定と同様に重要な役割を果たしたのが、1937(昭和12)年12月に内閣に設置された「教育審議会」であった。同審議会の目的は、高度国防国家体制の確立と、東亜新秩序建設のために速やかに学制改革を断行して、忠良有為なる皇国民を錬成する教育新体制を企画することとされていた。教育審議会の総会は、1941(昭和16)年4月まで14回にわたって開催され、小学校を国民学校に改める新教育制度の確立等の重要政策が勧告された。

国民学校令は1941(昭和16)年3月1日に公布され、皇国民の錬成、知徳相応心身一体の修練道場化、教科の全一的統合、教科用図書の根本的刷新等がその要旨とされた。国民学校は初等科(6年)と高等科(2年)からなり、教科は、国民科、理数科、体錬科、芸能科、実業科(高等科のみ)の5つに大別された。裁縫と家事は芸能科に属し、裁縫は初等科4年から実施、家事は高等科において実施し、いずれも女子のみの必修科目とされた。国民学校令施行規則には、芸能科家事・裁縫では実務・実技を習得させることによって「婦徳ノ涵養ニ資スルモノトス」と明記され、初等教育段階から、一切の家事はお国のためにという齊家報国の精神の啓培と家事技能の訓練が目指された。

太平洋戦争勃発から約2年半の高度国防国家建設第3期においては、1942(昭和17)年2月に設置された「大東亜建設審議会」の文教政策並びに学徒戦時動員体制の確立が重要である。まず文教政策としては、同審議会の答申を受けて、この年の8月に学徒の早期実務従事を意図とした「中等學校・高等學校高等科及大學予科ノ修業年限短縮ニ關スル件」が閣議決定された。翌1943(昭和18)年1月には、中堅有為の皇国民錬成を目的とした「中等學校令」が公布され、5年制の高等女學校の修業年限は4年に短縮された。次いで3月2日に公布された「高等女學校規定」においては、裁縫科と家事科を廃止・統合した形の家政科が設置された。この教科の中に家政・育児・保健・被服の科目を置いて、母魂の錬成と育児・保健を重視した家政実務の修練という総力戦国家の要請に応えようとしたものであり、その要旨は、「我が国ノ家ノ本義ヲ明ラカニシ皇

国女子ノ任務ヲ自覚セシムルト共ニ家庭ニ於ケル実務ヲ習得セシメ勤勞ノ習慣ヲ養ヒ主婦タリ母タルノ徳操ヲ養スル」<sup>4)</sup>こととされた。

だが、戦局が悪化するにつれ、食糧増産および軍需増産に対する学徒の勤労働員を強化し、学徒の勤労力を直接に戦力化する非常措置が取られるようになった。1943(昭和18)年6月の「学徒戦時体制確立要綱」に始まり、「教育ニ關スル戦時非常措置方策」、「緊急学徒勤労働員方策要綱」、「決戦非常措置ニ基ク学徒勤労働員ニ關スル件」、「学徒勤勞ノ徹底強化ニ關スル件」等が相次いで出され、女子学徒も勤労働員されて生産増強を担うことになった。さらに1944(昭和19)年3月には「女子挺身隊制度強化方策要綱」が制定されて、学校卒業女子の大量動員に至ったが、壊滅的な戦局を打破するにはあまりにも微力であった<sup>5)</sup>。

以上のように、女子の直接的な戦力化を求めた決戦体制下において、家政教育の制度改革・内容的整備は、「齊家報国」という「家」を通しての間接的な奉公から飛躍して、女子の戦争遂行能力の形成に向かった。そこでは科学的・合理的精神の啓培も謳われたが、いのちの全うとくらしの安寧を希求する家政教育の理念と教育実践の両面において、深く自省し批判せねばならない歴史的事実であった。

### 3. 戦後教育改革と新しい家政教育の構想

敗戦によって、先述のような戦時教育体制は根本から崩壊した。戦後の教育改革は、日本社会の非軍事化と民主化を標榜したGHQ/SCAP(連合国軍最高司令官総司令部)の占領教育政策として実行された。軍国主義・超国家主義に支配されていた国民学校の芸能科裁縫・家事と高等女學校家政科については、これまでの教科理念や実践に対する日本側の内省とCIEの指導を欠いては新しい教育の構想は不可能であった。

CIEの指導という観点から高等女學校家政科を見ると、大戦中の1944年に米国戦時情報局(OWI)が出した報告書『日本の教育・教育課程と教育方法』の中で家事・裁縫教育は次のように分析され、そして新しい方向が示唆されていた。

もともと家事・裁縫科は、生徒の卒業後に向けての準備教育として実施されてきた。しかし、生徒はこれらの教科の知識や技能面の習得を強調し過ぎるし、教師はこれらの指導に時間をかけ過ぎている。家事や裁縫科は他教科と一線を画しており、加えて実生活からも遮断されている。新カリキュラムにおいては、生徒に過剰な裁縫技能を与えるよりはむしろ、衣服の社会的、衛生的、心理学的効果に関する実際の指導がなされるべきである。調理においても同様で、生徒をして人体・家族・地域社会の栄養

や衛生について十分に理解させ、自分の健康の向上のために工夫する機会を与えるべきである<sup>6)</sup>。

このように、同報告書では、高等女学校における家事・裁縫科の時間削減と教育内容の転換の必要性が指摘された。さらには、女子を家庭や社会の一員として家庭・社会生活の改善のために活動できるように育成すること、並びに将来の母として創造的精神を培うことの必要性が示唆された。

次いで、1946年3月30日に総司令部に提出された第一次米国教育使節団の報告書においては、「日本はその家庭、都市、工場、文化施設等を再建するために、教養ある頭脳はもちろん、熟練した技術をも必要とする。(中略)(上級中等学校は)家事、農業、商業及び工業教育などの教科はもちろん、専門学校・大学入学の準備になる学術的な教科をも含むべきである<sup>7)</sup>。」と述べており、家庭生活の再建に資する教科としての家庭科の設置が勧告されたと見ることができる。

このような家庭科設置に繋がるアメリカ側の意向が徐々に示されていた頃、文部省は、これまで低位にあった女子教育一般を省察し、機会や内容を男子並に引き上げた新しい教育を構築しようとしていた。1945年12月4日には男女の教育の機会均等を謳った『女子教育刷新要綱』を発表した。さらに1946年5月には『新教育指針』を発行して、これまでの国家主義を支えてきた良妻賢母主義教育を反省し、女子を個人として、また国民として育てあげ、男子と協力して新日本の建設にあたる力を養うことを目指した、新しい女子教育の構築を図ろうとした。しかしながらこの時期に、女性の社会進出を阻み超国家主義教育を下から支える力となることを強制してきた、これまでの家事・裁縫教育に対して、文部省が厳しく自己を批判したわけではなかった。家事・裁縫教育を転回させる新しい家庭建設のための教育の構想は、日本国憲法や新民法の制定による家族制度の廃止、女性の地位向上などを背景として、CIEの強い指導のもとで始まったといえる。

## II. 家庭科教育が必要とされた社会的背景

### 1. 戦後社会における女性の地位向上と家族の変化

敗戦後、都市部に住む多くの家族は衣食住すべてにわたって極度に困窮した生活を強いられた。戦火により210万戸の住宅が失われ、加えて復員や海外からの引き揚げで約64万戸の世帯が増加し、住宅不足は420万戸に達した。食料は配給制であったが、それによる栄養摂取は必要量の半分にも満たず、なんとか工面して不足分の食料を自由購入したり、少量ながら自家生産をすることでろうじて生命を持続するという状況

であった。このように物的には最低限度以下の苦難の時期ではあったが、女性に参政権が与えられ、新憲法のもとで基本的人権が保障されるとともに家庭内での男女平等の権利を得るなど、その地位が著しく向上した時代でもあった。

労働省婦人少年局は、1952(昭和27)年3月に婦人関係資料第31号として、『六年間の婦人の歩み』と題した報告書を発行した。これには、占領下における女性の生活上の変化の状況が次のように示されている。

#### ① 女性の地位を向上させた日本国憲法

戦後6年間の生活の中でも、一番変化の大きかったものは婦人の生活であった。まず日本国憲法が制定され、その第13条、第14条、第24条において基本的人権と男女の平等が保証された。新憲法に基づいて、民法、教育法、労働法、その他様々な法律が改正されて、日本女性の法制上の地位は、またたく間に世界水準にまで引き上げられた。

#### ② 婦人参政権の獲得と女性代議士の誕生

戦後の変化のうち、まずあげなくてはならないのは、長い間求めて得られなかった参政権が婦人に与えられたことである。終戦直後の1945(昭和20)年12月15日、選挙法の改正(法律第二号、衆議院議員選挙法の一部を改正する法律)によって、満二十歳以上の男女に平等に参政権が交附され、翌年4月10日、衆議院議員選挙において、婦人ははじめて一票を行使した。この結果、39名という多数の婦人代議士を国会に送り、戦後の婦人進出ののろしをあげた。続いて1946(昭和21)年の9月27日、地方公共団体議会議員の選挙権もみとめられ、また、1947(昭和22)年2月24日には参議院議員の選挙権がみとめられて、(法律第十一号参議院議員選挙法)婦人は完全に政治に参与する資格を与えられた。

#### ③ 民法の改正と家庭裁判所の設置

婦人参政権に並んで、女性の生活に大きな変化をもたらしたのは、家制度を廃止して、結婚の自由、夫婦の平等、離婚理由と貞操義務の平等、親権の平等などを規定した改正民法の制定である。かつては婚姻や相続や、扶養の問題についていざこざがあると、絶大な権威をふるったのが親族会議であったが、これにとって代わったのが家庭裁判所である。これは、各都道府県の地方裁判所とその支所のなかに設けられ、多くの悩みある婦人の相談相手となってきた。家事調停にあたる調停委員のなかには、良識ある民間婦人が任命され、簡易で大切な裁判所として利用者が増えている。

#### ④ 女性の職業進出と低い賃金

この時期、女性の職業への進出は目覚ましいもの

があり、自営業や内職従事等を含めた広義の意味での働く婦人は約1,500万人に至り、男性の雇用者の3分の1に及んだ。しかし、賃金についてみると、女子の賃金はつねに、男子の43パーセントから45.6パーセントの間にある。このように女子の賃金が男子と比べて低い主な原因は、女子労働者の年齢が低く、勤続年数が短く、扶養家族数が少ないこと、また、専門的、技術的職業や熟練労働につくことが少いために考えられる。一般家庭婦人を見てみると、戦後、未亡人や母子家庭がふえ、生活難に苦しんでいる。婦人少年局で行った女世帯主生活実態調査の結果によると、全国の女世帯の数は約190万と推定されるが、その生活は、男子の世帯主の家庭の77パーセント程度の低い生活をしており、内職や売り食いできているものが多い。

### ⑤ 婦人の過重な労働と生活改善運動の進展

目を農村に転じると、800万余の婦人が農業労働に従事し農村生活を支えているが、婦人少年局その他の調査によると、婦人は野良仕事と家事とで1日平均12.3時間の労働を行っており、過重労働のため教養を高める時間的な余裕は殆どない。そこで農村生活の改善が叫ばれ、農林省では農村生活改良普及員を送って指導している。しかし、農家経済がよくならなければ生活改善も困難である。主婦の生活の忙しさは都市でも同様で、毎日十時間半ぐらいが家事に費やされ、家計のきりもりも楽ではない。そこでもっと計画化した生活を、という声が各所におこり、新しい、合理的な生活への運動が全国に火の手をあげている<sup>8)</sup>。

以上のように、対日占領下における女性の地位については、日本国憲法の人権条項や改正民法そして婦人参政権の獲得を中心に、法制度上の整備が実現し、その向上が図られた。しかし各家庭にあっては、依然、家事は低位な女子に付随した特別の領分であり、日夜生産労働に励んでいる農山漁村の女性も、低賃金の職場に進出を果たした都市部の女性も、効率の悪い家事と重い生産労働を担うという二重の役割から解放されることは容易ではなかった。

1948(昭和23)年に農林省が制度化した生活改良普及員によって実施された生活改善運動は、このような封建的で伝統的な考えに捕らわれた家庭において、主婦が合理的な思考と手法を獲得して、家事労働時間を短縮しながら生活の質を高めるとともに、剰余の時間を利用して教養を身につけることを目的としたものであった。当初においては、熱効率が悪く腰を曲げないと使えない従来の原始的なかまどの改良を中心に、台所の改善が実行され、特に農産漁村の家庭生活の能率

化に大きな影響を与えた。

## 2. 生活改善と家庭科教育

社会において、これまでの生活を合理化し科学化することの必要性が認識され始めていた1946(昭和21)年秋、文部省は昭和二十二年度用の家庭科学学習指導要領の作成に着手した。この作業は文部省家庭科担当官、重松伊八郎を中心とする家政科編纂委員会によって推進された。その際にCIEの格別の信頼を得て、文部省との間に立って通訳を務め、さらには同省囑託となって指導要領の作成をリードした人物がいた。戦前にワシントン州立大学家政学部を卒業し、CIEの女子教育担当官ホームズ(L. H. Holms)と旧知の間柄であった大森松代(1909-1999)がその人である。

指導要領が制定された後のことではあるが、大森は、家庭科教育はそのまま生活改善の仕事といっても過言ではなく、技術面でも理念の面でもよりよき生活即ち生活改善を考慮に入れなくて生きた家庭科の教育はあり得ない、と記している<sup>9)</sup>。そして「新しい民主社会を建設するためには、これからの日本人の考え方や生活の仕方はどのようであればならないのか、また社会の構成単位である家庭は、どのように形成されるのがのぞましいあり方であろうか、このような時代の要求に應えて生まれたのが新しい家庭科なのである<sup>10)</sup>。」と述べて、この教科を通して暮らしの改善が図られ、民主的な個人と家族が育成されて、民主社会の基盤が形成されることを強調している。このように、1947年に新設された家庭科は、民主的な社会の基礎となるよりよき家庭を建設するために、伝統的な生活を合理的・科学的のものに改善する、という考えを当初から教科理念としてもっていたのである。

## III. 大森松代の家族観と家庭科教育観

最初の家庭科学学習指導要領に示された教育理念に、大森松代の家族観・家庭科教育観が強く反映されていることはいくつかの先行研究で指摘されているとおりである。しかし、依拠している資料が指導要領成立から30年を経た時点での本人の回顧や聞き取り調査の内容に基づいているため、信頼性の面で問題があった。この点を補強するため、本稿では、指導要領が成立してまだ間がない頃に、雑誌『アメリカ教育』(1948年8月)に掲載された大森の論稿を引用して、その家族観・家庭科教育観について検討する。なお大森の思想を示す資料としては、これよりも早い時期に教師向けにラジオ放送された、新設家庭科についての解説原稿もあるが、内容的には同様のものである。同原稿の前半部分はGHQ/SCAP、CAS文書中にも保存されている<sup>11)</sup>。

新しい家庭科は、単に従来家庭科と裁縫科を一しょにして家庭科という看板にぬりかえたのではなく、全く新しい憲法によって日本の「家」に対する観念が根本的にあらためられ、その観念の上に立つて新しい家庭科が発足したのである。

これまでの日本の「家」は、その家族の一人一人のための家ではなかった。先祖代々幾百年或は幾十年つづいてきた何々家のためにあったのである。つまりその何々家の継承者である男子が家の全権者であり、支配者であり、妻や子供の家族はただこれにつき従っているにすぎなかった。妻や子供や他の家族がどのような希望や考えを持ってしようと、そのような事にはおかまいなしに、たゞ先祖以来傳った何々家の家風とか、家格というものを後生大事にまもり、一方夫の性格や趣味や嗜好に家族が合せていくように努力するのが日本における模範的家庭のあり方であった。主婦が家を守るということも、単にあり来たった家を守るがまゝに守るというだけで、多くの主婦は朝起きて夜寝につくまで、掃除に、調理に、針仕事に日一つばい殆んど休む暇もないまでに働き通し働いてさへいればよかったのである。しかしながら新時代に於ける民主主義國家が求める「家」は、いつまでもこのような封建のまゝの家ではなくて、二人の男女が真に結ばれ、助け合い補いあって一つ一つ新しくつくる「家」なのである。即ち結婚によって結ばれた男子と女子との協力によって建設される「家」なのである。

そうして、この家庭の一つ一つの建設がまた社會を建設していくのである。したがってこの社會の建設する仕事に女も社會人の一人として男子と同じ責任を持たなければならないのは當然であろう。

そうすると、女もたゞ家の中の仕事が上手にうまく出来さえすればよいというだけで満足されない筈である。世の中にどのような事が起こっているのか、どのような問題があるのか、また住みよい社會はどのようにしたら出来るのであろうか、という事にも心をむけなければならないし、またそれに関係あるいろいろの勉強もしなければならなくなる。

同様に男子も家庭を建設する責任者であるから、これまで考えてきたように、臺所や家事の事は女子のみに與えられた天職か特技かのように考えて、全く無關心であったり、男子の領域外と考えたりすることは、もはやゆるされなくなることになる。

こうした新しい家庭建設のたてまえから、家庭科は初等科において男女共に學ばなければならない事になり、中學校では男女共に選択のうえに必須されることになった。(中略)

民主主義的家庭においては、親の命令のまま働くだけでは何の意味もなさない。小さいものは小さいなりに進んで自分で出来得る家庭の仕事に協力し、責任と義務とを持つことが民主主義精神の反映した家庭のあり方である。そうしてこのような家庭における家族のさまざまな生活態度や精神によって、結局その子供をよい社會人にもし又悪い社會人にもすることになる。(中略)

家庭科では家族関係の問題を特に重要視して取扱っているのも非常に意味の深いものがある。家庭の中で親も子も大きいものも小さいものもすべての家族が互に理解し合い、心を合せ力を合せて助け合い、少しでも楽しい、明るい、よい家庭を作ろうとするのでなければ、又一人、一人が責任を持ち合っていくのでなければ、幸福な家庭が出来ないばかりか、よい民主的社會は出来ないことはいうまでもない。つまり新しい家庭科はよい家庭人をつくと同時によい社會人をつくるにある。即ち男子も女子も共に家庭を社會を建設するという根本に立つて家庭生活のあり方や、その責任の取り方ということが、學習上の重要な問題となり、それ故に男子も女子と同様必須として學ぶようになったのも、このような重大な意味をもっているからである。(中略)

新らしい家庭科こそ、この現實の具體的生活の上に問題をとらえ、ゆたかな、明るい而もより高い文化生活の出来る社會の基礎としての家庭を建設するために學ばれる教科でなければならない<sup>12)</sup>。

以上の大森の家族観を見てみると、学習指導要領では表現を差し控えた封建的な制度への批判、これを基盤として、夫婦間及び親子間において理解と協力関係を築くことの重要性、性別役割分業観の否定、民主的な家庭が民主主義國家を形成するという主張、これらが明瞭に述べられている。さらに大森の家庭科教育観を見ると、教科理念としては、1947年3月24日から27日に東京都立工芸學校で実施された「新教育研究協議會(東京會場)」において、重松がこの教科の構想として説明した「家庭科は家事裁縫の合科ではない、單なる女子教科ではない、家事裁縫が一つになって家庭科になったのではない<sup>13)</sup>。」という三否定の原則と一致していたことが分かる。そして、児童生徒が、例えば母の過重な家事負担など家庭の實際問題とその本質に気づき、仕事を分担するなどの解決策を見出し、実践することを通して、明るく文化的な社會の基礎となる民主的な家庭を建設する推進者となる、このような目的をもった教科が家庭科である、と考えていた。

大森の家族観・家庭科教育観は、次に述べるように、昭和二十二年度学習指導要領家庭科編の基調となった。

#### IV. 昭和二十二年度学習指導要領家庭科編の文部省案(英文)に見られる教科理念

##### 1. 昭和二十二年度学習指導要領家庭科編の作成経過

先に述べた大森の家族観や家庭科教育観は、昭和二十二年度学習指導要領家庭科編の「はじめのこぼし」と第一章「家庭科の指導目標」の中にとりわけ生きている。しかし、学習指導要領の理念や内容は、要領作成のために1946年秋に文部省内に設置された重松伊八郎を長とする家政科編纂委員会と大森、そして CIE の家庭科担当官ドノヴァン (Eileen R. Donovan) の合意のもとで成文化されたものであり、この三者のいずれかの理念に全面的に依拠したものではないと考えるべきであろう。すなわち、以下の作成経過からも分かるように、三者を中心とした関係者の合意による複合思想体なのである。

1946(昭和21)年4月に教科課程改正準備委員会が文部省内に設置され、6月にはこれが教科課程改正委員会となり、学習指導要領作成の取り組みが本格化した。7月には青木誠四郎が指導要領編纂の責任者に任命された。9月になると、CIE のドノヴァンは、家政専門家や教師からの家政教育改善意見を聴取するなど、家庭科指導要領の作成に向けての下準備を始めた。9月中旬には、重松が家政科 (Domestic Sciences) の内容に関する最初のプランを CIE に示した。10月に入り、既に結成されて9月27日には第1回目の会合を開いていた家事委員会に次いで、裁縫委員会が結成された。10月8日にはドノヴァンが出席して、家事と裁縫の合同委員会が実施され、その前の週に大卒ができていた家政科の総目標を5～12学年に割り振る作業を次回までに行うことが確認された。大森はオレゴン州のコース・オブ・スタディ等を提示するなどして、会議をリードした。10月末頃には、家事と裁縫の2つの委員会が統合され、家政科編纂委員会が設置されて指導要領の作成に拍車がかかった。11月6日には、家政科の一般目標と5学年から9学年までの目標が再検討の末に決定された。この月上旬には、新制中学校における実業科と家政科の関係が問題となり、同月中旬には、中学校1・2・3学年の家政科は実業科 (農業、工業、商業、水産) の中に位置付けることが決定された。この頃、CIE から小学校の家政科と図画工作の統合が提案されたが、11月末頃には統合案は廃案となった。しかし、12月半ばにドノヴァンは、5・6学年の家政科に工作の内容を加えてプラクティカル・アーツと改称することを提案した。1947年1月になって、中学校の家庭科は、農業、工業、商業、水産とともに職業科の一科目

となることが決定した<sup>14)</sup>。

文部省と CIE は、以上のような家政科を巡る制度的な問題の解決を図りつつ、学習指導要領の作成を進めなければならなかった。大森はこの両者の間にあって、通訳の職務を遙かに越えて、新しい家庭科教育の成立に寄与した。この間の重松、ドノヴァン、重松、家政科編纂委員会を中心とした関連人物・組織の活動については、CIE の会議録や週間報告を克明に追った福原の論稿「家庭科の成立過程研究ノート」が詳しい。これによれば、ドノヴァンが家庭科学習指導要領の編纂を重松に指示したのは1946(昭和21)年9月中旬のことであり、家政科編纂委員会において作業を進めた結果、10月24日には一般目標が完成、11月13日には、教科内容の単元表と児童青年の発達の章が完成、12月7日には家政科の指導目標、学習方法、児童青年の発達、指導結果の考査の各章が完成した。

12月13日には、文部省が7・8・9学年の内容を CIE のドノヴァンに提出、しかし19日に改訂が要求されたので、改訂し再度提出したところ、8・9学年については、24日にまた改訂が要求された。5・6学年については、単元内容が12月19日に承認された。このようにドノヴァンは、重松に直接的に、また大森を介して、何度も内容改訂の指示を出し、質の向上を図ることを試みた。1947(昭和22)年1月10日、このような度重なるやり取りを経て、前書きと第1章～10章からなる文部省の学習指導要領家庭科編案 (日本語) の全てが承認された。そして一カ月後の2月10日に全文の英訳が完成し、CIE に提出された<sup>15)</sup>。

表1は、このように CIE と文部省間で合意され、承認されていった学習指導要領文部省案草稿<sup>16)</sup>の冒頭部分であり、日本側の家庭科の教育理念を知ることのできる数少ない資料の一つである。紙幅の都合上、この英訳草稿の「はじめのこぼし」並びに第1章「家庭科の指導目標」のうち、総目標と第5～9学年の学年別目標を取り上げて対訳した。

##### 2. 学習指導要領家庭科編文部省案(英文)に見られる教科理念

1947(昭和22)年2月に英文で CIE に提出された学習指導要領家庭科編の文部省案は、これまで発見されていなかったため、研究上で資料的な誤解が生じていた。福原は、ドノヴァン文書中に所収されている指導要領の最終段階の英訳草稿を取り上げて、日本語の指導要領家庭科編と比較をしているが、当然ながらその差異は些少であり、「ドノヴァンが、どこをどのように、どの程度修正・変更したかについては、英訳草稿からは確定できない<sup>17)</sup>。」と述べている。

この度、筆者が GHQ/SCAP, CIE Records の中に

表1 文部省がCIEに提出した学習指導要領家庭科編の英訳草稿(1947年2月)の冒頭部分とその対訳

## Foreward (はじめに)

- ① Domestic science is a sphere of education which counts on an individual as a member of the family to cultivate competent qualities, and thereby, according to each one's capacity, be able to render services to the family and to social life, and, so that each one can, with responsibility, build a good home, particularly in this science, a central place is given to the guidance towards a capacity for the activities of life in the home and towards an attitude in dealing with human relations.

家庭科は、家族の一員として有能な資質を培うことを個々に期待する教育領域であり、したがって各人の能力をもって家族や社会生活に貢献することができる。それにより各人はそれぞれ責任をもって良き家庭を築くことが可能となる。特に家庭科においては、家庭の仕事や人間関係に対応する姿勢を導くための指導が中心となる。

- ② In middle schools this is assigned sectionally, but in primary schools it should be assigned synthetically.

中学校では、このことが部分的に割り当てられるが、小学校では総合的に割り当てらるべきである。

- ③ It seems, that so long as home life occupies a principal part in human life, all human beings play a highly efficient role in the work of the home, consequently in schools, efforts must be made to guide aright and to make significant the life experiences in the home.

家庭が人間生活の主要な部分を占める限り、全ての人々は家庭の仕事を能率的にこなしていると思われる。したがって学校では正しく指導し、家庭において意味ある生活技術となるよう努力することが必要である。

- ④ It is the home that prescribes another the future peoples of Japan should live peacefully or desire war, should lead a life rich in courtesy, intellect and affection or one full of hatred and uproar, and since such characters are cultivated in daily life though family contact the fact that relations between the individual and his family and those between them and other families are good becomes of great importance.

次世代の日本人が、平和な生活をするか戦争を好むかを定めるのは家庭であり、礼儀正しさと知性、親愛の情が豊かな生活を送るか、憎悪や混沌に満ちた生活を送るかを定めるのも家庭である。そしてそのような品性は家族との接触を介した日常生活で培われるため、個人とその家族間の関係や、その一家と別の家族との関係が良好であるという事実が非常に重要になる。

- ⑤ This is the reason why in the domestic science careful considers in given particularly to human relations. As we advance course of studies this point must always be synthetic thought of.

ゆえに家庭科においてはとりわけ人間関係を入念に考慮したのである。学習指導要領を作成する際には、この点を常に総合的に考えるべきである。

## A Study in the Teaching of Domestic Science (家庭科指導の研究)

## Preliminary Remarks (最初に特筆すべきこと)

- ⑥ So long as home life occupies an important part of human life every human being must become able to pursue the life of the home with great efficiency.

家庭生活が人間生活の重要な部分を占める限り、全ての人々が効率の良い家庭生活を追究することができるようになるべきである。

- ⑦ Moreover, home life must be such that the relations between the members of the family as well as the relations between the family and other families are kept smooth.

さらに家庭生活は、世帯間との関係と同様、家族間の関係が円滑に行くようにすべきである。

- ⑧ In this sense we should guide the home life of children and youths, and lead them to acquire ability and ways of thinking which would heighten the efficiency in their lives, and further, it is of importance to give guidance towards the forming of a life which is for example, peaceful and loyal and rich in courtesy, of as a sphere of education in which is cultivated, as members of families, such competent qualities and noble characters.

この意味で、子供たちや若者たちの家庭生活を指導する必要がある、彼らに生活効率を高める能力や思考様式を獲得させるべきである。さらに、例えば平和を愛し、忠誠心のある、礼儀正しさにあふれた生活の形成や、家族の一員として有能さと気高い品格を培う総合的な教育の形成を目指した学習指導を提供することが重要である。

- ⑨ In such a subject as Domestic Sciences, it is advisable, in primary schools, to treat it synthetically through the development and experience of the children, and in middle schools to lead the pupils sectionally in completed parts.

家庭科のような教科は、小学校では子供たちの発達や経験を通して総合的に取り扱うことが望ましく、中学校では完成した部分の中で部門別に指導するのがよい。

- ⑩ In this study I wish first of all, to state concretely the aims of Domestic Science, and next, talking a general survey of the whole content, state the general methods of teaching and the method of inquiry into the results of teaching, as further, dividing the school years and dividing such monad consider still more concretely the aims and method of teaching and methods of inquiry.

本学習指導要領においては、はじめに家庭科の目的を具体的に述べ、続いて全ての内容を知らせ、さらに一般的教育方法とその指導結果を考査する方法を提示したいと思う。学年別、単元別に指導目標や指導方法、考査方法をより具体的に検討するようにしたい。



## Chapter 1 Aims in the Teaching of Domestic Science (第1章 家庭科の指導目標)

- ⑪ The following can be given as aims in the education of Domestic Science as a whole.  
下記の項目を家庭科の総目標として示すことができる。
1. To be aware of one's responsibility in the home and to understand the tasks which serve to fulfil it.  
家庭内における自分の受け持つべき責任を知り、責任を果たすのに役立つ仕事について理解すること
  2. To make home life happy and to acquire the good sense and ability to strive for its fullness and improvement.  
家庭生活を幸福なものにし、家庭の豊かさや向上を図って行く良識と技能を身につけること
  3. To heighten the efficiency and culture of living as a woman of the home, and so, obtain opportunities for still wider activities and service.  
主婦として生活上の能率や教養を高め、さらに幅広い活動や奉仕の機会を得ること
- ⑫ Further, when we think concretely of all this considering the growth of children and youths and the development of their inner selves and, in accordance with the level of their school years, it comes to something like the following.  
さらに子供や青年の成長や、内面の発展を考慮し、学年の程度に応じて具体的に考えると、次のようなものになる。

### Aims in the Fifth and Sixth Years of Primary Schools (第五ないし第六年の目標)

- ⑬ 1. Understanding of the work of the housewife in the home, and realization of one's part in it.  
家庭内における主婦の仕事を理解すること。またその中で自分の役割を理解すること
2. Assisting in domestic work which one is able to do.  
自分ができる家事を手伝うこと
  3. The attitude of voluntarily assuming responsibility for one's personal things.  
自主的に自分の身の回りのことに責任をもつ態度
  4. Having an interest in the preparation of meals and in articles of food, the attitude to study the of one's own accord.  
食事の支度や食品に興味を持ち、進んでこれを研究する態度
  5. The ability to make simple clothes and to care for and preserve them.  
簡単な衣服の仕立てと手入れ、保存ができること
  6. The ability to utilize the ordinary equipments and utensils of the home and to care for them well.  
家庭にある普通の設備や用具を使用することができること。またそれらを手入れすることができること
  7. The attitude for realizing a just relation between the self and the family and neighbours.  
自分と家族、近隣の人々との適切な関係について理解する態度

### In the Seventh to the Ninth Year Grades of Middle Schools (第七ないし第九学年)

- ⑭ 1. The attitude to understand the necessary conditions for a pleasant, bright home life and to plan for its fullness and improvement.  
楽しく明るい家庭生活の要件を理解し、その充実向上を図って行く態度
2. Understanding of scientific and efficient ways of using one's dwelling.  
住居の科学的・能率的な使い方の会得
  3. A reliable household management, especially the ability to make clever use of time and labour, things and money.  
堅実な家庭経理。特に時間と労力、物と金の上手な使い方のできる能力
  4. The ability to administer treatments and preventions for illnesses and injuries to members of the family.  
家族の病気やけがの予防、手当のできる能力
  5. The ability to prepare nutritious, economical and, moreover, pleasant meals.  
栄養があり、経済的で且つ楽しい食事をととのえ得る能力
  6. The ability to keep one's self and those of the family neat and trim and to manage in conformity with sanitation and economy.  
自分や家族の身なりをととのえ、健康や経済に適合するように経理し得る能力
  7. The ability to understand the life of babies and infants and to gently look after them.  
乳幼児の生活を理解し、やさしく世話をすることができる能力
  8. The attitude for realizing a just relation between the self and members of the family and neighbours.  
家人や隣人との間に正しい間柄を実現する態度

見出した指導要領文部省案の英訳草稿には、タイトルが“Course of Study in the Teaching of Domestic Science A tentative Plan”とタイプされている。“Domestic Science”の部分は斜線が引かれており、手書きで“Practical Arts”と修正されている。

この草稿の目次は「昭和二十二年度学習指導要領家庭科編」と同様の構成で、以下のとおりである。

「はじめのこぼし」, 「第1章 家庭科の指導目標」, 「第2章 家庭科学習と児童・青年の発達」, 「第3章 指導内容」, 「第4章 家庭科の学習指導法」, 「第5章 指導結果の考査とその活用」, 第6章から第10章までは、例えば「第五学年の家庭科指導」というように、5～9学年の指導内容を示す目次となっている。なお、文部省側が英訳草稿のタイトルや章に“Domestic Science”を使用しているのは、1947年2月19日になるまで、新設の家政に関する教科の名称が、日本語では「家庭科」, 5・6学年では“Practical Arts”, 7～12学年では“Home Economics”と呼称することが決定されていなかったからである。

さて CIE は、2月10日に文部省から学習指導要領家庭科編の英訳草稿が提出されたのを受け、これの承認に向けて内容の適切さを検討し、修正を加える作業に入った。「はじめのこぼし」から第5章までは、草稿が提出されて間もなく、ドノヴァン自らが修正・加筆を始めた。第6章から10章まで、すなわち第5～9学年の内容については、大森に修正が依頼された。

ドノヴァンが5章までの訂正を終えたのは、作業に着手してからほぼ10日後の2月下旬であったが、「はじめのこぼし」を最終的に完成させるためには、さらに1カ月弱の日数が必要であった。また大森も5学年の修正に手間取ったため、最終的に草稿全体の訂正が完了し、CIE から承認を得たのは3月21日であった<sup>18)</sup>。

このような経緯を踏まえて、表1を見てみたい。国立教育政策研究所が所蔵しているドノヴァン文書中には、ドノヴァンが文部省案（英文草稿）を加筆修正して完成させた、最初から第5章までの英訳草稿が所収されている。これと表1の文部省案英訳草稿の「はじめのこぼし」及び「第1章 家庭科の指導目標」に記された文言を比較することによって、ドノヴァンがどのように日本側案を訂正したかを知ることができる。

結果を言えば、ドノヴァンが訂正した最大のもは、「家庭生活の重要性を認識するために、第五、六学年において男女共に家庭科を学ぶべきである。」という文章を追加したことである。表1の①に示された総目標の3が如実に示しているように、日本側は家庭科を女子のみを対象とした主婦準備教育と考えていた。ドノヴァンには、教育の機会均等の実現という日本の教育

改革の命題に職務上応える必要があったこと、それに加えて家庭科は家族関係の学習によって自己を成長させ、よき家庭を建設するための教科であるから男女共に学ぶべきである、という信念をもっていただけ、上記のように文部省案を修正したと考えることができる。

## おわりに

本研究では、紙幅の都合上、「昭和二十二年度学習指導要領家庭科編（試案）」に込められた家庭科の成立当初の教科理念について、十分に記述することができなかった。教科理念と実際に設定された教育内容との乖離に関する考察は別の機会に委ねたい。

## 【引用・参考文献】

- 1) 文部省『昭和二十二年度学習指導要領家庭科編（試案）』, 文部省, 1947, p.1.
- 2) 日本家庭科教育学会編『家庭科教育50年』, 建帛社, 2000, p.4.
- 3) 下村壽一『聖戦完遂と女子教育』, 日本経國社, 1944, pp.3-28.
- 4) 文部省令第三号「高等女学校規程 第五条」, 1943.
- 5) 柴静子「第二次世界大戦下の家政教育」, 『新版家政学事典』, 朝倉書店, 2004, p.228.
- 6) Office of War Information, “Education in Japan: Curriculum and Pedagogical Method”, 1944, p.10.
- 7) 渡邊 彰『米国教育使節団報告書』, 目黒出版, 1947, p.37.
- 8) 労働省婦人少年局『六年間の婦人の歩み』, 婦人関係資料第31号, 1952, pp.1-10.
- 9) 大森松代「生活改善と家庭科教育」, 『家庭科教育』第26巻第6号, 1952, p.6.
- 10) 大森松代「家庭科教育」, 『アメリカ教育』第3巻第5号, 1948, p.28.
- 11) GHQ/SCAP, CAS Records, Box no. 3071, “Vocational Education – General”
- 12) 大森 前掲書10) pp.28-34.
- 13) 東京都教育局総務課調査室編『新教育研究協議會要録』, 1947, p.101.
- 14) 福原美江『家庭科の成立過程研究ノート』, 「宮崎大学教育学部 教育科学 第66号」, 1989, pp.58-60. およびGHQ/SCAP, CIE Records, Box no. 5358, “Conference Reports, Education Division – Donovan”.
- 15) 同上書
- 16) GHQ/SCAP, CIE Records, Box no.5545, “Course of Study – Practical Arts – Elementary”.
- 17) 福原前掲書14), p.51.
- 18) 福原, GHQ/SCAP 前掲書14)